



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(十一件).....(都市整備局都市基盤部調整課)...
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局多摩環境事務所環境改善課)...
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除.....(同)...

公告

- 東京都知事表彰.....
-(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)...
- 開発行為に関する工事完了.....
-(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)...

告示

●東京都告示第千八百三三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 豊島区及び板橋区各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月六日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第千八百四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、法務省東京法務局長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 法務省東京法務局
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月十日から平成三十年二月十六日まで

●東京都告示第千八百五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影及び都市計画基図作成(修正))
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、西東京市、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島三宅村、御蔵島村、八丈島八丈町、青ヶ島村青ヶ島、小笠原村、埼玉県三郷市、八潮市、草加市、川口市、戸田市、和光市、朝霞市、新座市、千葉県松戸市、市川市、浦安市及び神奈川県川崎市各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月二十日から平成三十年十月三十一日まで

●東京都告示第千八百六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 中野区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月二日から平成三十年三月十五日まで

●東京都告示第千八百七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 あきる野市及び西多摩郡瑞穂町各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月十五日から平成三十年三月二日まで

●東京都告示第千八百八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 千代田区神田多町二丁目、神田須田町一丁目及び神田鍛冶町三丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月二十日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千八百九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査(官民境界等先行調査))
- 三 測量の区域 中央区明石町及び築地七丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千八百十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、目黒区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 目黒区駒場一丁目、駒場二丁目、駒場三丁目、駒場四丁目及び渋谷区上原二丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月十七日まで

●東京都告示第千八百十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、中野区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 中野区鷺宮一丁目、鷺宮二丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、大和町二丁目及び大和町四丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十九年四月二十七日から平成三十年二月二十八日まで

●東京都告示第千八百十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

- 一 測量施行者 東京都知事 小池百合子
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影及び写真地図作成)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千八百十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 武蔵野市境南町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十一月二十日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千八百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

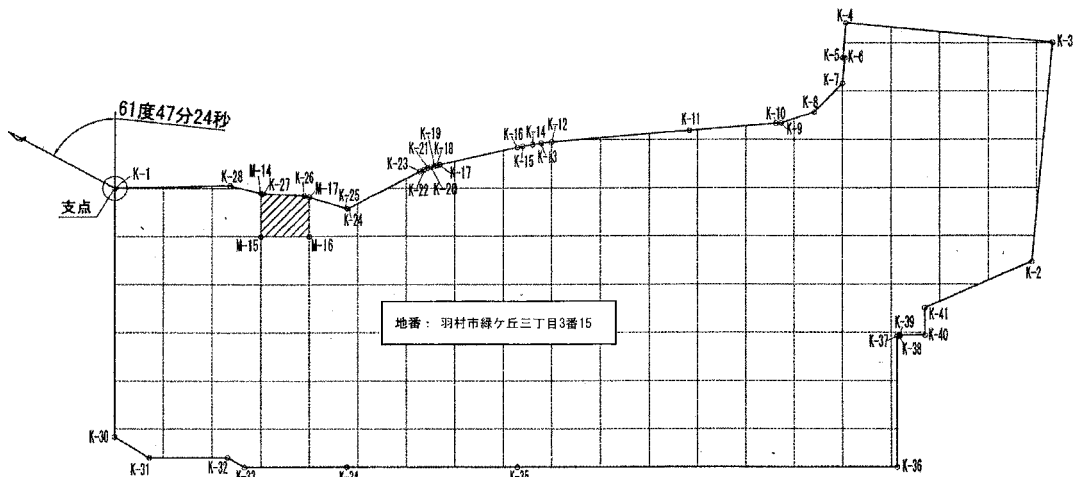
平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（羽村市緑ヶ丘三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図

点名	X座標	Y座標
K-1 (支点)	-25546.435	-46117.345
M-14	-25572.506	-46102.430
M-15	-25577.229	-46110.077
M-16	-25585.737	-46104.821
M-17	-25581.457	-46097.892
K-26	-25580.411	-46098.172
K-27	-25573.001	-46102.268
K-2	-25715.266	-46031.003
K-3	-25695.054	-45990.111
K-4	-25556.721	-46009.063
K-5	-25659.968	-46015.550
K-6	-25660.337	-46015.375
K-7	-25662.709	-46020.094
K-8	-25660.876	-46028.145
K-9	-25656.218	-46033.716
K-10	-25655.353	-46034.356
K-11	-25640.843	-46045.040
K-12	-25617.963	-46061.934
K-13	-25616.253	-46063.263
K-14	-25614.941	-46064.378
K-15	-25613.387	-46065.820
K-16	-25612.553	-46066.618
K-17	-25600.798	-46078.009
K-18	-25600.400	-46078.408
K-19	-25600.107	-46078.719
K-20	-25599.499	-46079.420
K-21	-25599.110	-46079.914
K-22	-25598.620	-46080.593
K-23	-25598.098	-46081.407
K-24	-25583.482	-46095.739
K-25	-25585.221	-46095.809
K-28	-25566.257	-46104.463
K-30	-25573.547	-46161.200
K-31	-25681.899	-46161.201
K-32	-25595.544	-46152.759
K-33	-25599.553	-46152.626
K-34	-25617.481	-46141.558
K-35	-25647.428	-46123.059
K-36	-25714.041	-46081.910
K-37	-25699.822	-46058.827
K-38	-25700.289	-46058.538
K-39	-25700.183	-46058.365
K-40	-25704.601	-46055.598
K-41	-25701.602	-46050.813



【支点】
 支点は、調査対象地の最北端（X：-25546.435、Y：-46117.345）とする。
 ※表中の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。
 【格子の回転角度（61度47分24秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 単位区画
 —— 調査対象地
 ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千八百十五号

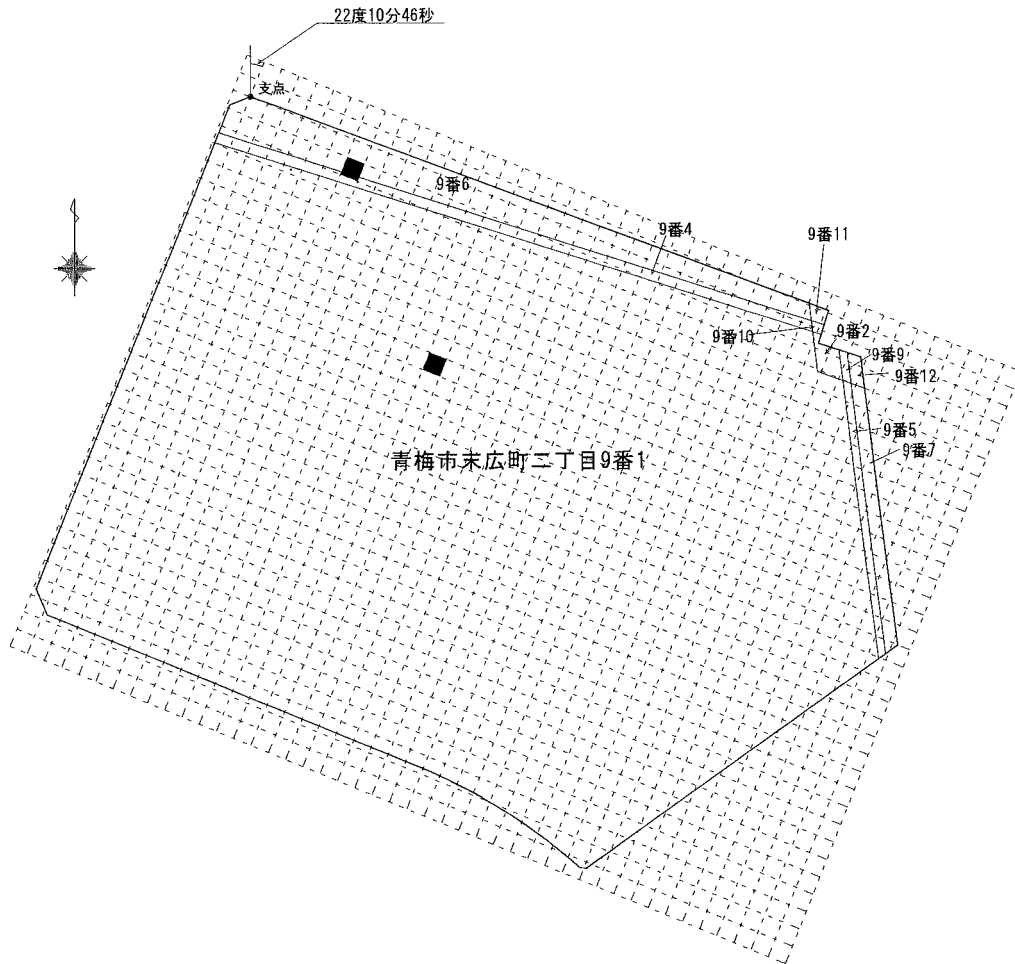
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千六百五
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(青梅市末広町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- 指定を解除する区域

支点

支点は、青梅市末広町二丁目9番6の最北端とする。

格子の回転角度

22度10分46秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第六条の規定に基づき、平成二十九年十二月十三日に表彰されたものは、次のとおりである。

平成二十九年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

渡邊 うた子 青少年を健全に育成するために多年にわたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

- 大西 有隆
- 大塚 光男
- 中西 薫
- 三浦 敏明
- 近藤 隆
- 窪田 芳郎
- 羽田 悦雄
- 國枝 忠夫
- 柴田 絹枝
- 後藤 民枝
- 清水 威徳
- 藤井 ツヤ子
- 古尾谷 誠一
- 山口 秀幸
- 神田 安則
- 齋藤 寿久

- 青佐 恭子
- 熊澤 弘之
- 神田 幹子
- 根岸 幸子
- 三ツ山 純子
- 今野 幸子
- 黒澤 弘
- 手嶋 佑好
- 菊池 美代子
- 尾崎 多四郎
- 篠田 貞雄
- 下川 佐智子
- 山方 堅二
- 平形 正邦
- 鈴木 勝哉
- 小玉 実
- 宮内 加代子
- 阿部 裕子
- 高橋 多賀子
- 市川 一徳
- 永井 延子
- 石川 明男
- 伊藤 妙子
- 伊藤 テル
- 平野 久枝
- 山中 邦子
- 新藤 芳雄
- 政金 正昭

- 松澤 政子
- 湖上 國治
- 野中 明
- 内海 貴美
- 薬師 信子
- 瀧川 リヨウ子
- 深川 博利
- 浦野 雅文
- 浦 清幸
- 松下 俱子
- 野崎 玲子
- 森 輝明
- 山内 直元
- 高橋 文江
- 加納 紀子
- 森田 武夫
- 廣瀬 晶久
- 武内 豊美
- 富沢 敦子
- 手束 芳子
- 矢島 秀樹
- 栗本 俊治
- 鎌田 澄子
- 上原 義道
- 細井 洋治
- 尾崎 裕幸

【青少年健全育成成功労団体】
ガールスカウト東 青少年を健全に育成するために多年に

京都第五十八団
わたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

【模範青少年】

大庭 まなみ
本村 正賢
公共への奉仕や青少年の指導など、他の青少年の模範となる行動をなさいました。

【模範青少年団体】

蒲田女子高等学校
としまがおかのおねえさんによるおはなしかい
公共への奉仕や青少年の指導など、他の青少年の模範となる行動をなさいました。

大井交通少年団
東京都立大崎高等学校防災部
大井消防少年団
本田消防少年団

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市野口町三丁目一番三
武蔵野市境二丁目二番二号
の一部分、同番四及び同番五十
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史
四
府中市分梅町二丁目十九番二、府中市分梅町一丁目二十六番三及び同番三地先
番地の三

田中 稔

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

